

○都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく機関の指定

平成25年 1 月31日

告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、袋井市手数料条例（平成17年袋井市条例第70号）別表第 3 に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第 1 項の規定に基づく認定の申請の項、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第 1 項の規定に基づく認定の申請の項及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の 2 の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請の項の市長が定める機関を指定するものとする。

(市長が定める機関)

第 2 条 市長が定める機関は、次のとおりとする。

申請の区分	市長が定める機関
非住宅建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「基準省令」という。）Ⅰに規定する住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅に係る申請（基準省令Ⅰに規定する住宅をいう。）	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関
複合建築物（基準省令Ⅰに規定する住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。）の住宅以外の用途に供する部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物の住宅の用途に供する部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び登録住宅性能評価機関)

第 3 条 前条に規定する市長が定める機関については、次の各号に掲げる機関をいう。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等

に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

（2）登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第68号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第101号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年12月28日告示第217号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第79号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第79号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。